

＜ 資料一覧・要約 ＞

1. 太平洋広域漁業調整委員会報告事項

{	<p>共通事項：○資源評価資料は最新の評価に更新</p> <p style="padding-left: 20px;">○広域資源管理に関する資料は記載事項の時点更新</p> <p style="padding-left: 20px;">○その他の特記事項は下記のとおり</p>	}
---	---	---

(1) 広域魚種の資源管理について（※部会に関係する資料②～⑥は、関係分を添付します。）

① 資料1 複数県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況（令和5年12月現在）
：前年同様。

② 太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況（太平洋北部会関係）

③ 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組（ 〃 ）

④ マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組（ 〃 ）

：②～④については、今回資料なし。次回の太平洋北部会において報告予定。

⑤ 資料2-1、2-2 太平洋南部キンメダイ（太平洋南部会関係）

：資料2-2「太平洋南部キンメダイ資源管理の令和5年度の取組状況」の（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量（各年1月～12月の集計）について、H30～R3の集計期間がずれていたため修正。

⑥ 資料2-3、2-4 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種（ 〃 ）

：令和5年10月27日（金）に関係県、（国研）水産研究・教育機構（以下、「水産機構」）及び水産庁による伊勢湾・三河湾行政研究連絡会議を開催した。会議では、各魚種の令和5年度資源評価の概要について、水産機構から説明があった。令和5年度の関係県の取り組みとして、前年度と同様に①小型魚の水揚げ制限、②漁具の改良、③産卵親魚の保護、④休漁期間の設定等の実施について報告があった。

⑦ 資料3-1、3-2 マサバ太平洋系群（本委員会関係）

：資料3-2「マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況」の千葉県（中型まき網漁業、定置網漁業）の取組を追記。

(2) 資料4 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について

：令和5年4月の一斉更新の結果について報告。

(3) その他

① 資料5 TAC魚種拡大に向けた検討状況について

：水産資源ごとの検討進捗状況（令和5年12月時点）及び昨年秋の広調委以降に開催した水産政策審議会資源管理手法検討部会（第9回～第17回）の結果を報告。

② 資料6 令和6年度資源管理関係予算について

：資源管理に関する令和6年度水産予算概算要求の概要を報告。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況
(令和5年12月現在)

	関係する委員会等
1 スケトウダラ日本海北部系群	日本海・九州西委 日本海北部会
2 マダラ	太平洋委 北部会
3 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4 マサバ太平洋系群	太平洋委
5 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
7 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
10 周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
13 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
14 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
15 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
16 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
17 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
18 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
19 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委



キンメダイ (太平洋系群) ①

資料2-1

キンメダイは日本の太平洋岸では北海道釧路沖以南の陸棚縁辺や海山周辺に生息し、本系群は関東沿岸から南西諸島に分布する群である。現状の資源解析は関東沿岸から伊豆諸島周辺海域を対象とする。

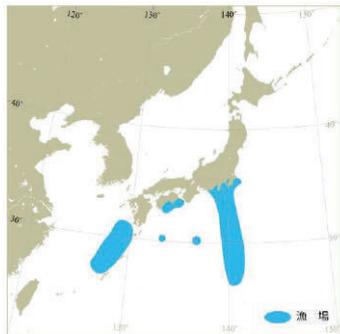


図1 分布域

陸棚斜面や海山、海丘の斜面や頂上に多く分布し、我が国太平洋岸における主な生息域(漁場)は房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などである。

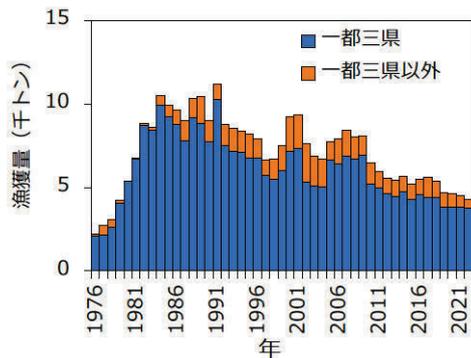
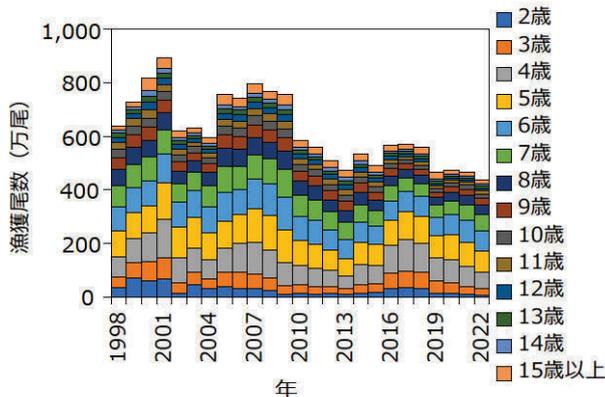


図2 漁獲量の推移

1980年代以降長期的に減少傾向にある。資源評価の対象である関東沿岸から伊豆諸島周辺海域(千葉県、東京都、神奈川県、静岡県：一都三県)の漁獲量と一都三県以外に分けて示した。2022年の漁獲量は全体で4.3千トン、一都三県で3.8千トン。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢構成を尾数で見ると、4~10歳を中心に構成されている。経年的な差は小さい。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋系群) ②

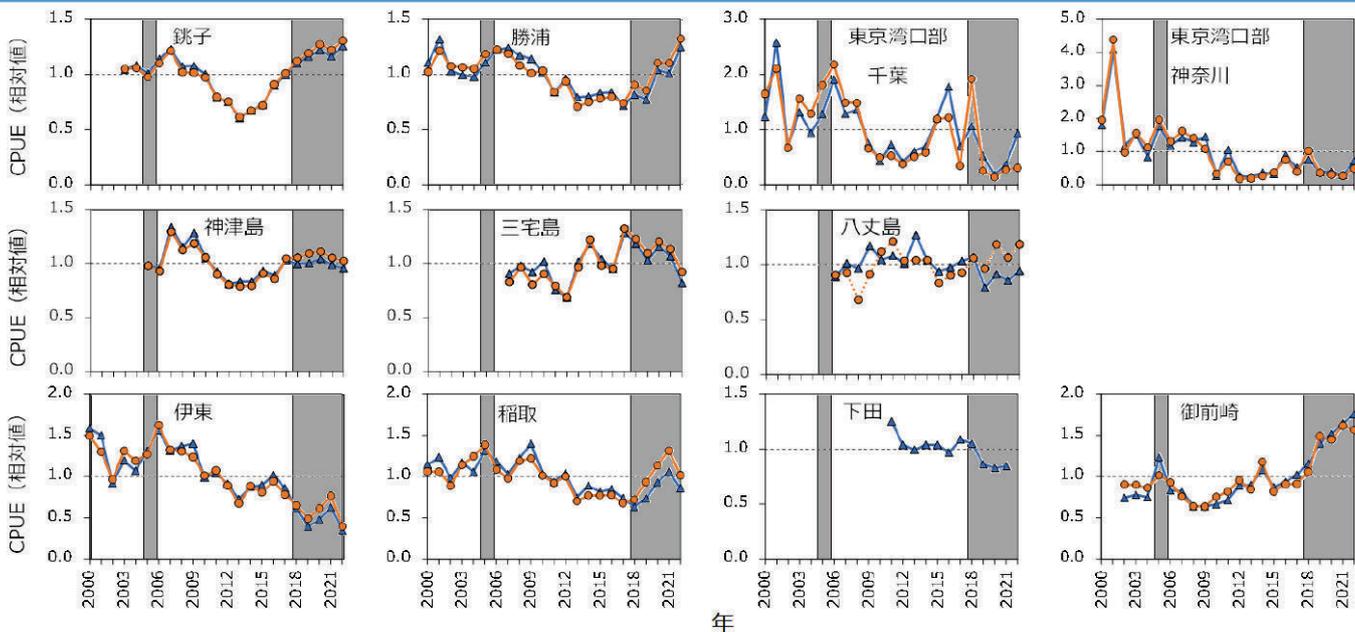


図4 海洋環境を考慮した各地区の1日1隻あたり漁獲量 (CPUE) の分析

関東沿岸から伊豆諸島周辺海域の各地区の漁獲量を努力量で割ったCPUE(青線：ノミナルCPUE)と操業に与える海洋環境などの要因を除去したCPUE(橙線：標準化CPUE、点線は試行中)。灰色で示す2004~2005年と2017年以降は黒潮大蛇行期である。海洋環境を考慮した標準化CPUEは、多くの地区において2018年以降、ノミナルCPUEより高く算出された。黒点線は相対値1.0(各地域の平均値)を示す。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋系群) ③

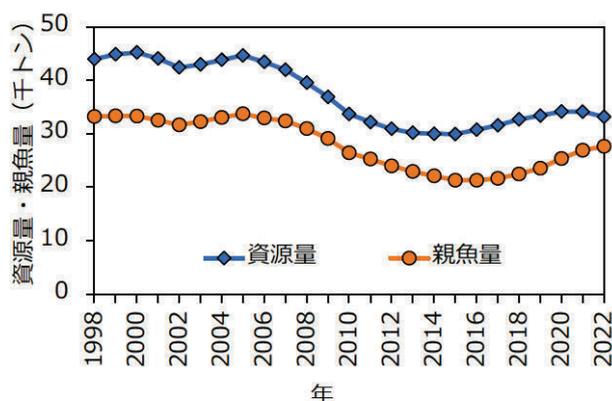


図5 資源量、親魚量の推移

資源量は、2000年代前半まで4万トン台で横ばいであったが、2010年代前半に減少傾向となった。2010年代後半から上昇に転じ、2015年以降横ばい傾向で、2022年は33.2千トンであった。

親魚量は、2000年代前半まで3万トン前後で横ばいであったが、2015年に21.3千トンまで減少した後、増加傾向となり2022年は27.6千トンであった。

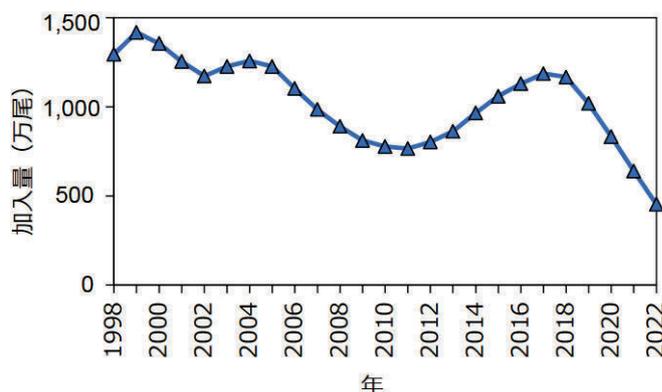


図6 加入量の推移

加入量（2歳魚の資源尾数）は2005年以降減少傾向であったが、2017年前後に一時的に増加し、その後減少傾向で2022年は453万尾となった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋系群) ④

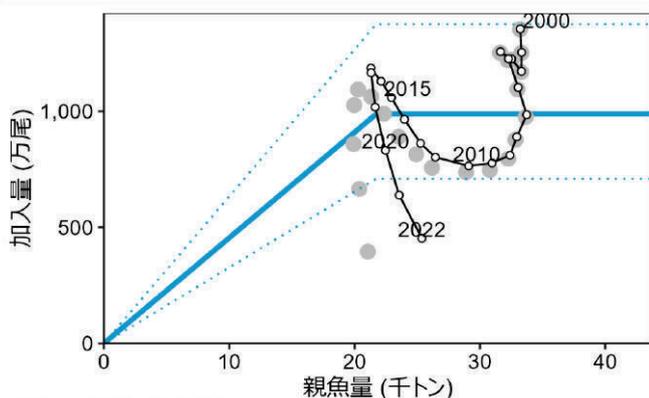


図7 再生産関係

1998～2018年の親魚量と2000～2020年の加入量に対し、ホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

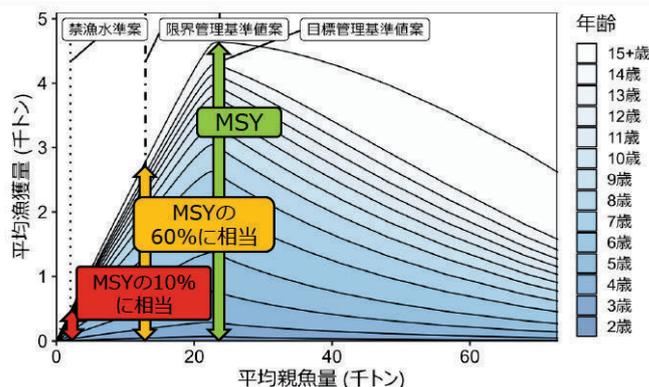


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は24.3千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2022年の親魚量	MSY	2022年の漁獲量
24.3千トン	12.8千トン	2.0千トン	27.6千トン	4.7千トン	3.8千トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋系群) ⑤

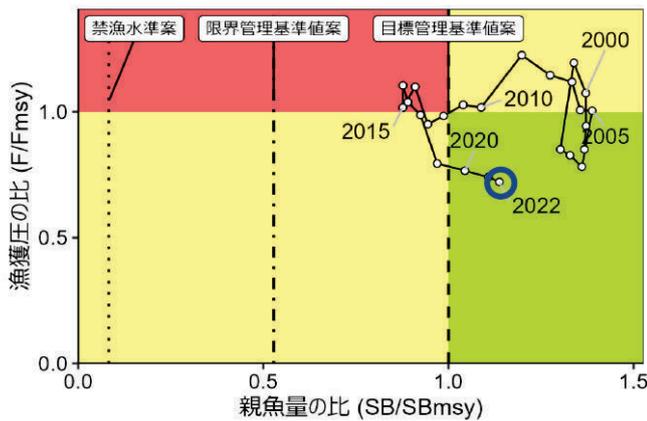


図9 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、2005～2011年、2014～2017年は、最大持続生産量 (MSY) を実現する水準 (Fmsy) を上回ったが、2018年以降はMSYを実現する水準を下回っている。親魚量 (SB) は2012～2019年はMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を下回っているが、2015年以降増加傾向にある。

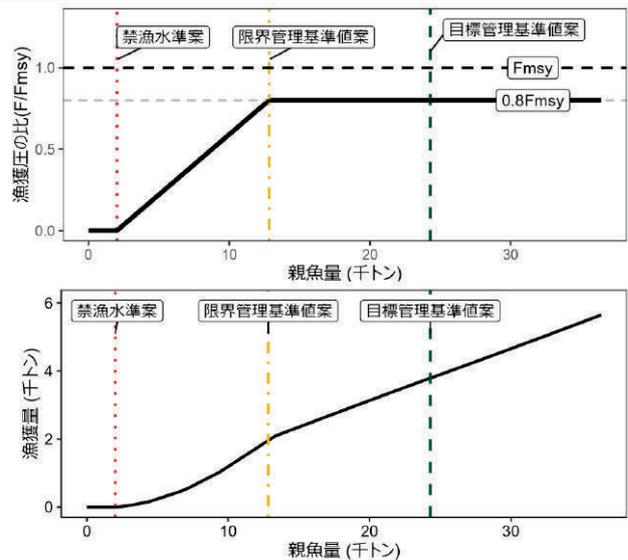


図10 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋系群) ⑥

将来の親魚量 (千トン)

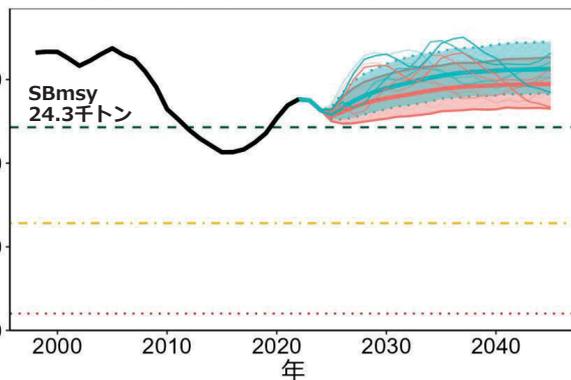
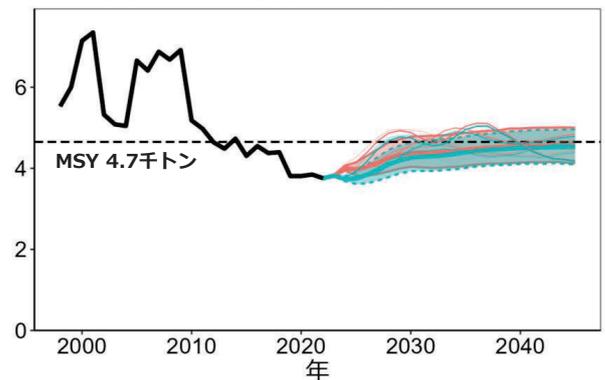


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

0.8Fmsyでの漁獲を継続した場合、平均値としては、親魚量、漁獲量はともに増加する。親魚量は目標管理基準値案を高い確率で上回り、漁獲量の平均値はMSY水準に徐々に近づいていく。

将来の漁獲量 (千トン)



■ 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.8$ の場合)

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1千回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ（太平洋系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

β	2022	2023	2024	2025	2034年に親魚量が目標管理基準値案（24.3千トン）を上回る確率										
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034		
1.0	28	28	26	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	43%
0.9	28	28	26	25	25	25	26	26	26	26	26	26	26	26	89%
0.8	28	28	26	26	26	27	27	27	27	28	28	28	28	29	100%
0.7	28	28	26	26	27	28	29	29	30	30	31	31	31	31	100%
現状の漁獲圧	28	28	26	26	27	27	28	29	29	29	30	30	30	30	100%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	3.8	3.8	4.9	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.6
0.9	3.8	3.8	4.5	4.4	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5
0.8	3.8	3.8	4.0	4.0	4.0	4.1	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
0.7	3.8	3.8	3.5	3.6	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3
現状の漁獲圧	3.8	3.8	3.7	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.3	4.3	4.3	4.3	4.4

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2020～2022年の平均： $\beta=0.74$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2023年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2024年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ とした場合、2024年の平均漁獲量は4.0千トン、2034年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は100%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2022年には3,755トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2022年は約3.3万トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後は減少傾向にあったが、2017年以降は増加傾向にある。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 45 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

- (2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 5 年度の漁業者代表部会は令和 5 年 8 月 31 日に「令和 5（2023）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」が公表となったことから、まずは、水産研究・教育機構と協力して、関係地区において当該評価結果及び今後の資源管理について説明の上、質疑応答や意見聴取等を実施しているところであり、同代表者部会は来年 2 月を目途に開催できるよう検討している。

6 資源管理手法検討部会で整理された意見・論点への対応について

キンメダイ太平洋系群について、数量管理を基本とする新たな資源管理について広く意見を聴き、議論を整理するため、令和 4 年 12 月 20 日に第 10 回資源管理手法検討部会を開催し、別紙のとおりその結果を整理したところ。

これらの論点等について、キンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会や一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の枠組みを通じ、また関係漁業者等と個別に相談しながら対応方向を整理し、これまでの自主管理の枠組みと並行して、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整等を行っていくこととする。

太平洋南部キンメダイ資源管理の令和5年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

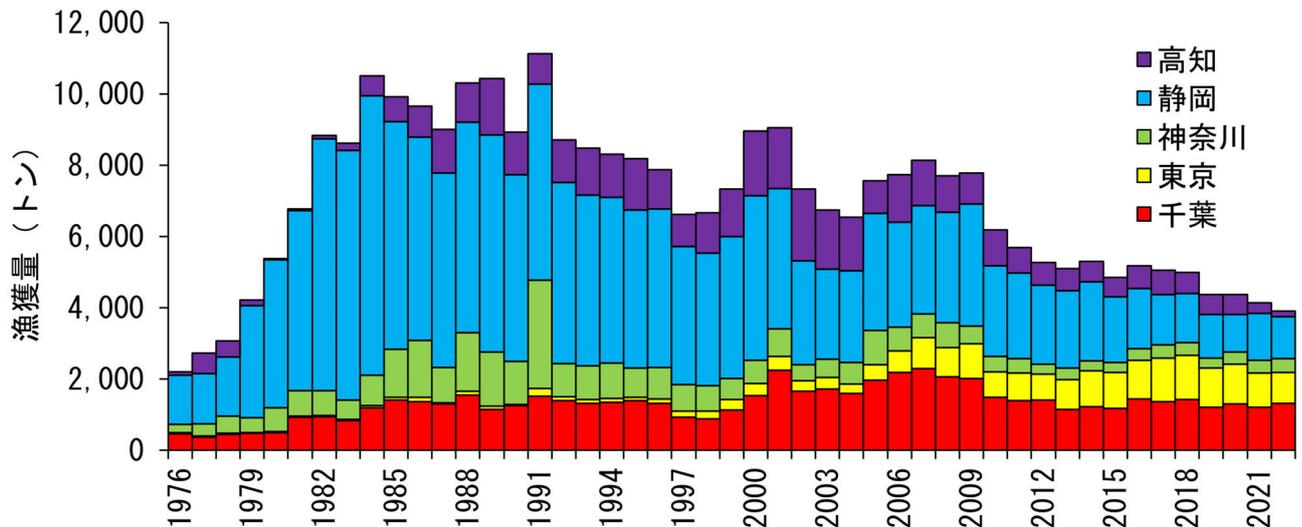


図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
22ト	35ト	29ト	73ト	64ト	46ト	52ト	60ト	87ト	52ト	35ト

※各年1～12月の漁獲量を集計



マサバ (太平洋系群) ①

資料3-1

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

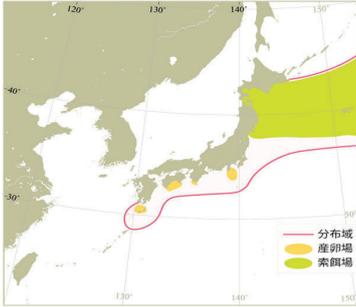


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

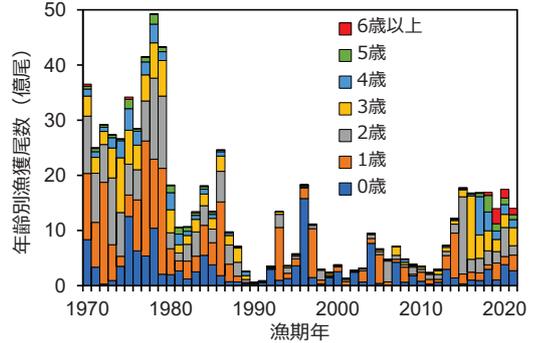


図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015年漁期以降は2歳以上の割合が増加している。

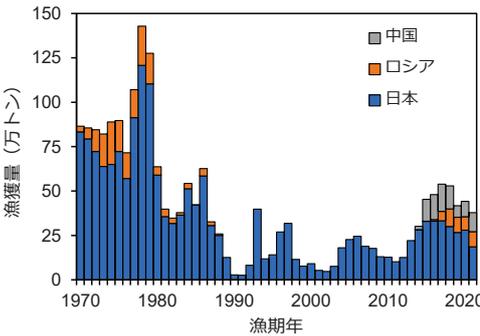


図2 漁獲量の推移

日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降は増加傾向を示し、2021年漁期は18.6万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2021年漁期のロシアによる漁獲量は8.6万トン、中国による漁獲量は10.7万トンであった。

マサバ (太平洋系群) ②

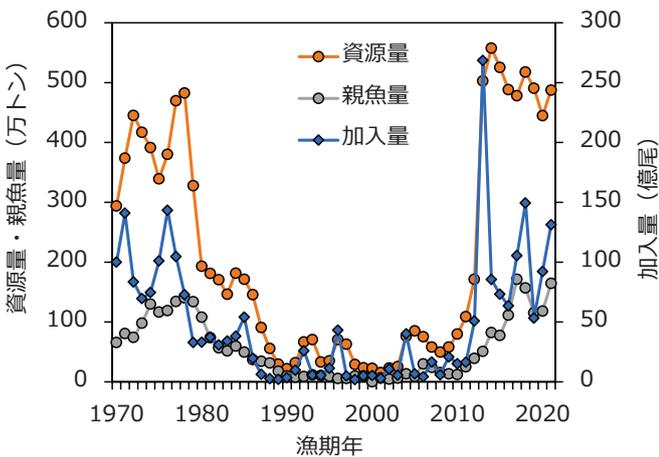


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、1970年代は高い水準で推移していたが、1980年代以降に急減し、2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期に急増し、2021年漁期は487.6万トンであった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示して2016年漁期以降に急増し、直近5年間（2017～2021年漁期）でみると横ばいで、2021年漁期は164.4万トンであった。加入量は、2013年漁期に極めて高い値となり、2014年漁期以降も年変化はあるものの比較的高い値を示している。

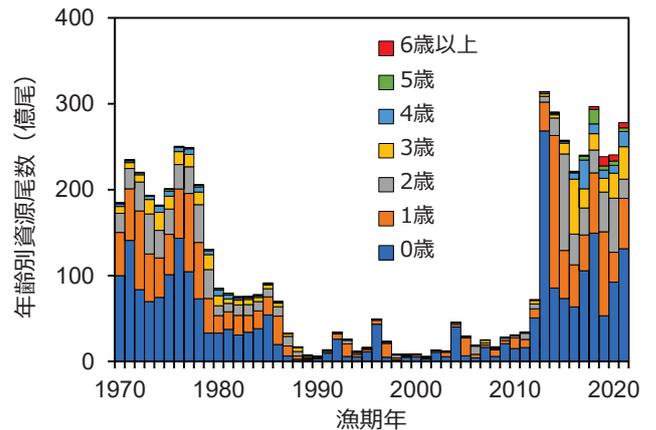


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されており、2歳以上の割合は低い。

マサバ (太平洋系群) ③

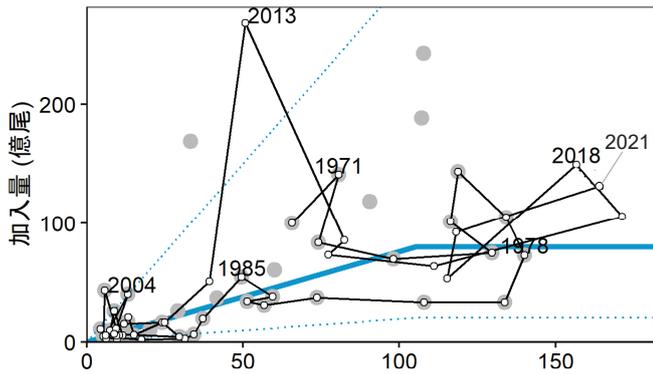


図6 再生産関係

1970～2017年漁期の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良い加入（悪い加入）が一定期間続く効果）を考慮したホッカー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。青点線は、再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2022年度資源評価で更新された観測値である。

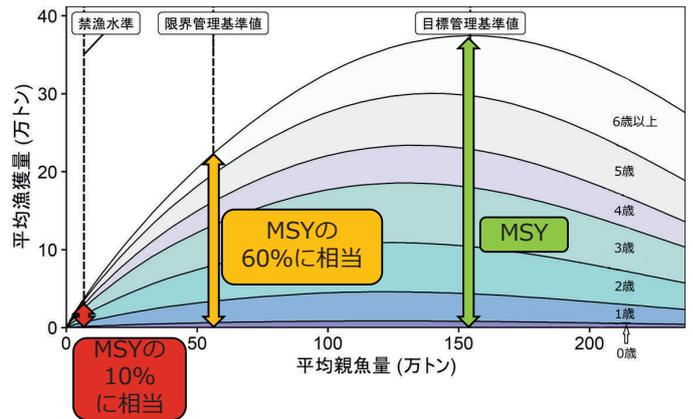


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、ホッカー・スティック型の再生産関係に基づき154.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2021年漁期の親魚量	MSY	2021年漁期の漁獲量
154.5万トン	56.2万トン	6.7万トン	164.4万トン	37.2万トン	37.9万トン

マサバ (太平洋系群) ④

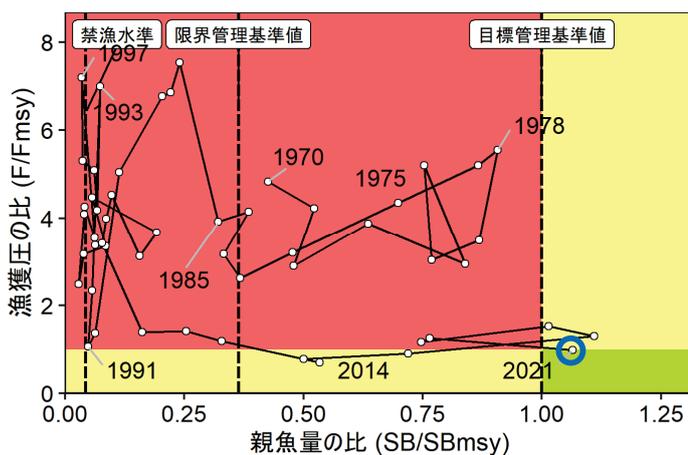


図8 神戸プロット (神戸チャート)

漁獲圧 (F) は、最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧 (Fmsy) を2014～2016年漁期を除いて上回っていたが、2021年漁期はわずかに下回っている。親魚量 (SB) は、2017、2018年漁期を除いてMSYを実現する親魚量 (SBmsy) を下回っていたが、2021年漁期はわずかに上回っている。

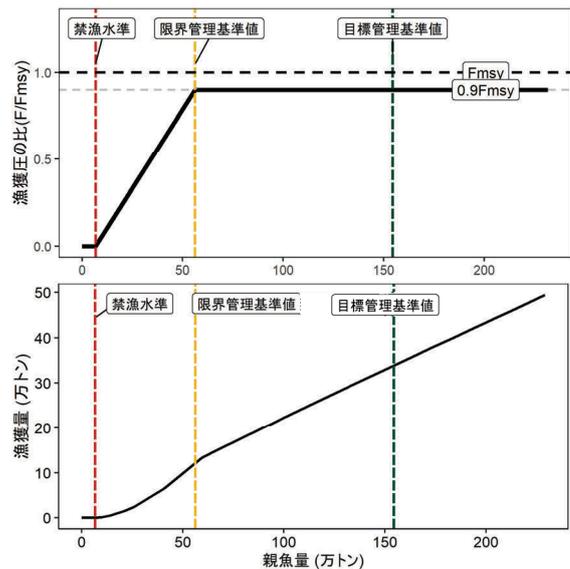
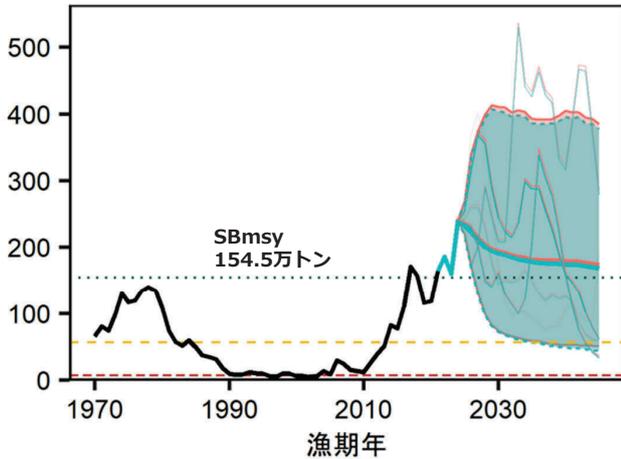


図9 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる安全係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マサバ (太平洋系群) ⑤

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

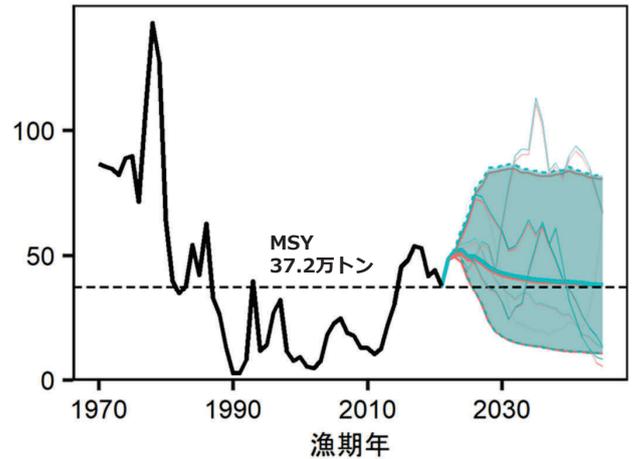


図10 漁獲管理規則の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

βを0.9とした場合の漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示す。

0.9Fmsyでの漁獲を継続することにより、平均値としては漁獲量はMSY付近で、親魚量は目標管理基準値付近で推移する。

漁獲管理規則に基づく将来予測 (β=0.9の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

- MSY
- 目標管理基準値
- 限界管理基準値
- 禁漁水準

マサバ (太平洋系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (万トン)

2030年漁期に親魚量が目標管理基準値 (154.5万トン) を上回る確率

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	164.4	186.1	159.8	235.8	228.0	217.3	204.9	194.1	188.4	185.0	51%
0.9	164.4	186.1	159.8	240.2	235.3	226.4	214.8	204.0	198.2	194.6	55%
0.8	164.4	186.1	159.8	244.7	242.8	236.0	225.5	214.8	208.8	205.1	59%
0.7	164.4	186.1	159.8	249.3	250.6	246.1	236.9	226.6	220.4	216.6	64%
現状の漁獲圧	164.4	186.1	159.8	238.6	232.6	223.1	211.2	200.4	194.6	191.1	53%

表2. 将来の平均漁獲量 (万トン)

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	37.6	48.5	54.9	55.0	51.7	51.4	49.4	46.8	45.3	44.3
0.9	37.6	48.5	50.0	50.9	48.4	48.6	47.0	44.6	43.2	42.3
0.8	37.6	48.5	44.9	46.5	44.8	45.4	44.2	42.1	40.8	39.9
0.7	37.6	48.5	39.8	41.8	40.8	41.8	41.0	39.2	38.0	37.3
現状の漁獲圧	37.6	48.5	51.8	52.4	49.6	49.6	47.9	45.5	44.0	43.0

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオではβに0.9を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2022年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧 (2019~2021年漁期の平均: β=0.94) により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2023年漁期の平均漁獲量は50.0万トン、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は55%と予測される。併せて、βを0.7~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧を続けた場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表 (ABCは外国漁船による漁獲も合わせた値)

2023年漁期のABC (万トン)	2023年漁期の親魚量予測平均値 (万トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2019-2021)	2023年漁期の漁獲割合 (%)
50.0	159.8	0.96	10.0

※表の値は今後の資源評価により更新される。

マサバ太平洋系群の広域資源管理

1 資源の現状（令和4年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は503万トンとなり、その後も高い値で横ばい傾向を示し2021年漁期は488万トンであった。

2021年の親魚量（SB）は164万トンで、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量（MSY）37万トンを実現するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トンをわずかに上回り、2021年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F_{msy}）をわずかに下回っている。親魚量の動向は近年5年間（2017～2021年漁期）の推移から「横ばい」と判断される。

2 関係漁業種類

- (1) 大臣許可漁業 大中型まき網漁業
(2) 知事許可漁業等

県名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針（令和2年10月15日付け農林水産省告示第1982号）で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トン）を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度（7月1日から翌年6月末日まで）の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理協定における自主的管理措置

管理海区ごと又は管理期間ごとの漁獲可能量の遵守。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503 統日	2,549統日	16%
2021漁期(7-6月)	19日	441 統日	1,969統日	18%
2022漁期(7-6月)	15日	379 統日	1,248統日	23%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千 葉	休漁日設定	毎週金曜日
中型まき網漁業	千 葉	休漁日設定 休漁期間設定	月2～4日程度の定期休漁 2週間～1か月程度の休漁
定置網漁業	千 葉	休漁期間設定	2週間～1か月程度の休漁
サバ釣り漁業	神奈川県 (みうら瀨)	休漁日の設定 操業時間規制	6～8月 毎週土 9～5月 毎週土及び毎月 第2・第4火曜 5～9月 投錨5時30分、 操業終了15時 10～4月 投錨6時、 操業終了15時
サバたもすくい	神奈川県	休漁日の設定	毎週金曜日
サバすくい網漁業及び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1か月間の操業日数20日間以内
中型まき網漁業	静 岡 (根拠地：伊豆東岸) (根拠地：駿河湾内)	休漁	連続した14日間の係船休漁（6月、 11月～翌年5月）及び月3日の定期休漁 月4日の定期休漁

沿岸くろまぐる漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和5年12月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の**実態把握**
 （漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
 トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
 の海域区分

太平洋広域漁業
 調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の**管理体制の強化**

平成26年4月1日以降

●届出制から**承認制**へ移行
 広域漁業調整委員会の指示
 に基づき**隻数制限**を導入

- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目
- 令和5年4月 更新5回目

都道府県	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H30.1	H30.7	R3.4	R5.4		H30.1	H30.7	R3.4	R5.4
北海道	863	844	835	832	石川県	985	298	289	289	山口県	1,647	1,119	1,059	965
青森県	1,938	1,723	1,641	1,618	福井県	282	268	250	240	徳島県	476	417	417	417
岩手県	99	0	8	10	静岡県	1,011	957	944	938	香川県	0	0	0	0
宮城県	31	9	21	21	愛知県	1	1	0	0	愛媛県	90	36	36	33
秋田県	174	131	131	131	三重県	990	877	838	806	高知県	2,692	2,142	1,802	1,715
山形県	150	142	139	138	京都府	264	264	247	245	福岡県	556	534	521	515
福島県	714	703	627	435	大阪府	11	6	6	6	佐賀県	45	45	45	45
茨城県	347	314	296	291	兵庫県	251	248	248	249	長崎県	2,503	2,457	2,455	2,453
千葉県	545	445	445	445	和歌山県	1,733	1,207	1,191	1,179	熊本県	114	59	59	59
東京都	515	444	431	418	鳥取県	580	56	56	56	大分県	139	28	21	21
神奈川県	297	277	265	259	島根県	1,002	960	957	957	宮崎県	568	567	568	548
新潟県	164	57	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島	467	335	332	316
富山県	262	172	170	170	広島県	1	1	0	0	沖縄県	4	4	1	1
										合計	22,511	18,147	17,408	16,878

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和5年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		
北海道	225	607		832	石川県	289			289	山口県	965			965	
青森県	802	816		1,618	福井県	240			240	徳島県	10	327	80	417	
岩手県		10		10	静岡県		938		938	香川県				0	
宮城県		21		21	愛知県				0	愛媛県		33		33	
秋田県	131			131	三重県		806		806	高知県	111	1,604		1,715	
山形県	138			138	京都府	244	1		245	福岡県	515			515	
福島県		435		435	大阪府			6	6	佐賀県	45			45	
茨城県		291		291	兵庫県	248	1		249	長崎県	2,453			2,453	
千葉県		445		445	和歌山県	66	693	420	1,179	熊本県	59			59	
東京都		418		418	鳥取県	56			56	大分県		21		21	
神奈川県		259		259	島根県	957			957	宮崎県	41	507		548	
新潟県	57			57	岡山県				0	鹿児島	309	7		316	
富山県	170			170	広島県				0	沖縄県		1		1	
注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県											合計	8,131	8,241	506	16,878

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数（令和5年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,131
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,241
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 506

水産資源ごとの検討進捗状況（令和5年12月時点）

資料5

水産資源	資源評価結果の公表	資源評価結果説明会	資源管理手法検討部会	ステークホルダー会合	
カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年9月30日	—	令和3年12月14日	第1回：令和4年3月3日 第2回：令和5年2月15,16日	
カタクチイワシ太平洋系群 ウルメイワシ太平洋系群			令和3年11月29日	第1回：令和4年3月28日 第2回：令和5年3月7日（カタクチイワシ） 第3回：令和5年9月22日（カタクチイワシ） 第4回：令和5年度内	
ヒラメ瀬戸内海系群	令和3年12月24日	—	令和4年2月8日	今後開催	
マダラ本州日本海系群 ソウハチ日本海南西部系群 ムシガレイ日本海南西部系群 ニギス日本海系群			令和4年2月25日	マダラ本州日本海系群… 第1回：令和5年3月9日 第2回：令和5年7月4日	
マダラ本州太平洋系群 ヤナギムシガレイ太平洋北部系群 サメガレイ太平洋北部系群			令和4年3月17日	マダラ本州太平洋系群… 第1回：令和5年3月23日 第2回：令和5年8月7日	
マダイ瀬戸内海中・西部系群 マダイ日本海西部・東シナ海系群			令和4年4月21日	日本海西部・東シナ海系群…第1回：令和5年5月16日 第2回：令和6年2月予定	
ブリ	令和4年1月28日	—	令和4年7月11日	第1回：令和5年10月11日 第2回：今後開催	
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年9月30日	令和4年10月21日	令和4年11月21日	第1回：令和5年5月30日 第2回：令和5年12月15日	
ムロアジ類東シナ海系群 キンメダイ太平洋系群			令和4年12月20日	今後開催	
マダラ北海道太平洋、北海道日本海	令和4年12月23日	令和5年1月11日	令和5年3月3日	今後開催	
ヒラメ日本海北部系群 アカガレイ日本海系群 ベニズワイガニ日本海系群		令和5年1月18日	ヒラメ日本海北部 …令和5年3月17日 それ以外…令和5年5月22日	今後開催	
マダイ瀬戸内海東部系群 イカナゴ瀬戸内海東部		令和5年1月20日	イカナゴ瀬戸内海東部…令和5年5月22日 マダイ瀬戸内海東部…令和5年6月12日	今後開催	
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群 サワラ日本海・東シナ海系群		令和5年1月25日	ヒラメ日本海中西部・東シナ海 …令和5年3月17日 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海、 サワラ日本海・東シナ海 …令和5年7月21日	今後開催	
ヒラメ太平洋北部系群 トラフグ伊勢・三河湾系群		令和5年1月27日	ヒラメ太平洋北部…令和5年4月24日 トラフグ伊勢・三河湾系群…令和5年7月21日	今後開催	
サワラ瀬戸内海系群		令和5年1月31日	令和5年6月12日	今後開催	
ホッケ道北系群		令和5年3月28日	今後開催	今後開催	
ソウハチ北海道北部系群 マガレイ北海道北部系群		令和5年6月9日	令和5年7月6日	1 令和5年8月7日	今後開催

第9回資源管理手法検討部会の結果について

令和4年12月12日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和4年11月21日（月）に開催された第9回資源管理手法検討部会（カタクチイワシ瀬戸内海系群）で整理された論点及び意見は次のとおり。

● 漁獲等報告の収集について

- 現場に負担のかからない報告体制を構築する必要がある。
- 報告の必要性を漁業者に説明し、理解を得るべき。
- 報告義務の適切な履行の観点から、電子的な報告体制の整備を進めてほしい。
- シラスと交じりで報告される場合の漁獲量の集計方法について検討する必要がある。

● 資源評価について

- 資源評価や将来予測の精度の改善に向けた取組を引き続き進めるべき。
- 資源評価におけるシラスの扱いや考え方について、漁業者に丁寧に説明してほしい。
- サワラやスズキ等の魚種による捕食の影響について、カタクチイワシの自然死亡率を変化させた場合の感度分析等により、可能な範囲で影響を評価してほしい。
- 瀬戸内海系群を1つの系群とする根拠を示してほしい。
- 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式など、資源評価の妥当性について丁寧に説明すべき。
- 将来予測の結果において、親魚量と漁獲量の計算に含まれる年級群が異なることから、その点について丁寧に説明すべき。

● 資源管理について

- 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべき。
- これまでの資源の動向や環境要因を踏まえたもの、漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮したものなどを検討する必要がある。
- 柔軟かつ迅速なTAC管理ができる仕組みを明示する必要がある。
- 地域経済への影響も踏まえた漁業継続を可能にする包括的な経済的支援も検討してほしい。
- シラスの数量管理は、適切に資源評価が可能となるまで慎重に検討してほしい。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- シラスの漁獲が資源に与える影響を可能な限り評価し、説明してほしい。
- シラスの資源管理の現状について整理し、管理の方向性について説明してほしい。
- TAC管理にあまり馴染みがない関係者が多いと思われるため、TAC管理の概要やTAC管理を導入することの必要性について丁寧に説明してほしい。また、経営面での支援策を提示してほしい。
- 漁業者の理解を得るため、具体的な管理措置について説明してほしい。
- TACの配分方法についてもSH会合の中で議論すべき。
- 漁業者による自主的な取組を含め、TAC管理を含めた全体としての効果的な資源管理方法を検討すべき。

（以 上）

第 10 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 2 月 13 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 4 年 12 月 20 日（火）に開催された第 10 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

（1）マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海

● 漁獲等報告の収集について

- 混獲が主体であることも踏まえ、漁獲情報を正確かつ迅速に収集する体制を整備すべき。
- 資源評価精度向上のため、魚種別漁獲量が把握できる体制を整備すべき。

● 資源評価について

- 以下の点に係る科学的な妥当性について、関係者が理解できるよう丁寧に説明すべき。
 - 外国の漁獲量が漁獲の大半を占められる中で、我が国の漁獲データのみで資源評価を行うこと。
 - 分布や生態の異なるムロアジ類 5 魚種を 1 つの資源として評価すること。
 - 基本的に混獲される種である中で、漁獲データを用いて資源評価を行うこと。
 - 狙い操業を考慮した資源評価手法。
- 大中型まき網における東シナ海沖合海域での操業回数の減少を適切に踏まえた資源評価を行うべき。また、今後同海域への出漁の再開など状況の変化があった場合には、資源評価の内容の見直しを行うべき。
- 「2 系ルール」による資源評価は理解が難しく、また、精度・信頼性に疑問がある。再生産関係が推定されている魚種での試算や、図を使ったかみ砕いた説明などにより、関係者に分かりやすく説明すべき。

● 資源管理について

- 資源全体の漁獲量に占める我が国の漁獲割合はごくわずかである中で、T A C 管理を行う科学的な妥当性について説明すべき。
- 混獲が多くを占めることから、特に漁獲上限に近づいた際の混獲対策や管理上の工夫の検討が必要。
- 漁獲量の割合が少ない魚種に対する漁獲回避指導等が漁業経営へもたらす影響を踏まえて、管理措置を検討すべき。
- 資源評価に課題がある中で、数量管理を導入するのは時期尚早であり、段階的に推進すべき。
- 漁業経営を圧迫しない T A C を設定すべき。また、漁獲枠の設定による急激な収入減少を軽減する弾力的な措置を導入すべき。
- 複数種管理の方法について、目標設定の方法を含め、検討すべき。
- T A C 管理導入に伴う漁業者や流通業者等への影響及びその対応について、地域包括的に検討・対応してほしい。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁業者だけでなく、流通関係者等から幅広く意見を聴く必要がある。
- 資源評価や漁獲シナリオ等について、計算プロセスや課題も含めて、わかりやすく説明して欲しい。
- 数量管理導入の必要性やその効果について科学的な根拠を説明すべき。
- 外国の漁獲状況が不明であり、その操業如何により我が国漁業者への影響も大きいことから、TAC管理の導入について慎重に議論を行うべき。

(2) キンメダイ太平洋系群

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- 定量的にTAC等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、CPU Eの標準化（環境、獲り控えの影響等の考慮）、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- 本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき（漁獲努力量による目標が望ましい）。

● 資源管理について

- 漁業者は、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。
- 十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づくTAC管理に不安。
- 一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群へのTAC制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。
- 小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な実績ベースの適用はすべきではない。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- 本系群にTAC制度を導入する合理性の検証。
- 資源の公平な利用に向けたTAC導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- TAC導入にともなう減収の支援策等。
- 太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。

(以 上)

第 11 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 4 月 24 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 3 月 3 日（金）に開催された第 11 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. マダラ北海道太平洋

● 漁獲等報告の収集について

- 洋上で箱詰めされ、入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算を行っており、個体毎の正確な重量計測は現状では困難。このような状況も踏まえて収集体制を検討すべき。
- 沿岸、沖底ともに正確な漁獲データ収集するシステムを構築し、現場に負担が増えない体制が必要。

● 資源評価について

- 資源量指標値として、沿岸漁業のデータも使用すべき。
- 沖合底びき網漁業のCPU Eの標準化手法の妥当性について、丁寧に説明すべき。
- 本資源は、ロシア海域との『跨り資源』として、ロシア側による漁獲状況も踏まえて資源評価すべき。
- 「2系ルール」による評価では将来予測結果が示されず、TAC管理による期待される成果が不明確なので、期待される成果を丁寧に説明すべき。
- 数量管理を導入するにあたり、資源評価の精度を向上させ、漁業現場が妥当と思うような資源評価とするとともに、漁業者が理解できるように説明して欲しい。
-

● 資源管理について

- ロシア海域との「跨り資源」として、当該資源を数量管理することの必要性について関係漁業者の理解を得ることが必要。また、予期せぬ大量来遊があることも考慮した算定規則の適用も含め、適切な管理方策を検討すべき。
- 日本船がロシアとの協定に基づいて漁獲する量の扱いを明確にしてほしい。
- 数量管理の開始時期は本州の系群も合わせて全国一律で行うべき。
- 国の支援による市場データの自動取得や、関係者への連絡体制などの検討と整備が必要。
- 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すべき。
- 複数の系群が分布を接した海域では、別の系群が漁獲される可能性も考慮した管理方策を検討すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 地元で開催し、浜の意見を直接聞いて、地域事情に応じた管理手法を検討してほしい。
- 資源評価と管理方策について、関係漁業者の理解を得られるように十分に議論すべき。

- T A C管理の導入のタイミング、資源評価の不確実性等のリスク、「跨がり資源」と考えられるマダラの資源評価方法と管理手法、零細漁法等の漁業実態に沿った資源管理の手法、配分基準、遊漁の管理の具体的方策などを説明してほしい。
- 漁業者だけでなく加工・流通関係者も十分に理解することが必要。特に、資源評価の目標については、漁業者だけでなく、加工・流通業者等の関係者の意見も踏まえて検討すべき。
- 系群判別の方法、沿岸及び沖底の漁獲データ収集手法の検討状況について説明してほしい。
- 高位捕食者である本資源が高水準の状態を維持することが、本資源以外を利用する漁業者にとって望ましい状態であるのか、議論を行う必要がある。

2. マダラ北海道日本海

● 漁獲等報告の収集について

- 入れ目（尾数）の銘柄別で重量換算を行っており、個体毎の正確な重量計測は現状では困難。このような状況も踏まえて収集体制を検討すべき。
- 沿岸、沖底ともに正確な漁獲データ収集するシステムを構築する必要がある。
- 主要港での漁獲量および銘柄別漁獲量の収集体制は確立しているが、オホーツク海と日本海に跨がる地区での銘柄組成の把握が困難であり、同地区における収集体制について検討すべき。

● 資源評価について

- 資源量指標値として、沿岸漁業のデータも使用すべき。
- 沖合底びき網漁業のC P U Eの標準化手法の妥当性について、丁寧に説明すべき。
- 本資源は、ロシア海域との『跨り資源』として、ロシア側による漁獲状況も踏まえて資源評価すべき。
- 「2系ルール」による評価では将来予測結果が示されず、T A C管理による期待される成果が不明確なので、期待される成果を丁寧に説明すべき。
- 数量管理を導入するにあたり、資源評価の精度を向上させ、漁業現場が妥当と思うような資源評価とするとともに、漁業者が理解できるよう説明して欲しい。
- 資源の分布や生態についての説明や、他資源とD N A分析等で判別が可能であるのかどうか説明して欲しい。

● 資源管理について

- ロシア海域との「跨り資源」として、当該資源を数量管理することの必要性について関係漁業者の理解を得ることが必要。また、予期せぬ大量来遊があることも考慮した算定規則の適用も含め、適切な管理方策を検討すべき。
- 高水準な資源をいかに効率的に漁獲するべきか十分に議論を行い、実態を踏まえたシナリオとすべき。
- 数量管理の開始時期は本州の系群も合わせて全国一律で行うべき。
- 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すべき。
- 複数の系群が分布を接した海域では、別の系群が漁獲される可能性も考慮した管理方策を検討すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 浜の現状を直接聞き入れ、漁業者のためになる資源管理であること、漁業経営を考えた施策であることを説明すべき。
- 資源評価と管理方策について、関係漁業者の理解を得られるように十分に議論すべき。
- 漁業者だけでなく加工・流通関係者も十分に理解することが必要。特に、資源評価の目標については、漁業者だけでなく、加工・流通業者等の関係者の意見も踏まえて検討すべき。
- 高位捕食者である本資源が高水準の状態を維持することが、本資源以外を利用する漁業者にとって望ましい状態であるのか、議論を行う必要がある。

(以 上)

第12回資源管理手法検討部会の結果について

令和5年4月24日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和5年3月17日（金）に開催された第12回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. ヒラメ日本海北部系群

● 漁獲等報告の収集について

- スマート水産産業推進事業の活用等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- 遊漁についての情報収集が必要。

● 資源評価について

- 本系群に関し、これまで漁業者が行ってきた種苗放流及び体長制限等の自主管理の効果を示すべき。
- 海洋環境の変化や種苗放流の効果も考慮した上で、資源管理目標を導入すべき。
- 高齢魚の割合が高いMSY水準を目標とするのではなく、市場価値を踏まえた目標設定とすべき。
- 高次捕食者であるヒラメと他の魚種との関係を踏まえた目標設定を検討してほしい。
- 今後、漁業者の減少による漁獲圧の減少が見込まれるため、このことを踏まえた資源評価をしてほしい。

● 資源管理について

- 各地域で行ってきた種苗放流や規制措置の内容が異なる状況も踏まえ、漁業者間で不公平が出ないように、平等に管理していく体制を構築する必要がある。
- 遊漁の管理方策についても検討が必要。
- TAC導入にあたっては、漁業者の意見を十分に聴いた上で慎重に行ってほしい。
- 資源状況の変動に伴って、臨機応変に資源管理方法を変えていく必要がある。
- 管理方策の検討に当たっては、漁業者が減少傾向にあることも考慮すべき。
- ヤナギムシガレイやマガレイなどヒラメと一緒に漁獲される魚種との関係を踏まえた管理方策を検討してほしい。
- 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- SH会合での説明は、漁業者、研究者、有識者等以外の一般の方も理解できるようにわかりやすくしてほしい。
- 資源評価の課題や精度について、わかりやすく説明してほしい。
- 本系群についての数量管理の意義や必要性、資源管理の目指す方向性について、理解が得られるように丁寧に説明してほしい。その際には、将来資源が減少した際に数量管理が行われていなかった際のリスクを説明すべき。

2. ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群

● 漁獲等報告の収集について

- スマート水産業推進事業の活用等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- 市場外流通や遊漁についての情報収集が必要。

● 資源評価について

- 資源評価には、新型コロナウイルスの影響等による漁獲努力量の減少や寄生虫の影響、海洋環境の変化、餌生物の資源状況を反映すべき。
- 海洋環境の変化や種苗放流の効果も考慮した上で、資源管理目標を導入すべき。
- 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセス（※1A系と1B系の資源評価方法の違いも含む）について、わかりやすく丁寧に説明すべき。
- 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。
- 数量管理のみで（サイズ規制なしに）MSYを達成する年齢構成を実現できるのか説明すべき。
- 仮にTACによって操業が規制された場合の資源評価方法について、あらかじめ検討すべき。

● 資源管理について

- 各地域で行ってきた種苗放流や規制措置の内容が異なる状況も踏まえ、漁業者間で不公平が出ないように、平等に管理していく体制を構築する必要がある。特に、本系群に係る栽培漁業との関係を考慮する必要がある。
- 漁業者が減少する一方で遊漁は活発であり、遊漁の管理方策について検討が必要。
- 短期間に漁獲量が増減するような漁獲シナリオではなく、上限下限ルールを適用した場合の将来予測結果も踏まえて中長期的に安定したシナリオを採択すべき。
- 突発的な来遊への対応や漁業経営に考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。
- ヒラメと一緒に漁獲される魚種との関係を踏まえた管理方策を検討してほしい。
- 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。
- 漁獲努力量による管理や放流量の増加等数量管理以外の管理手法についても検討してほしい。
- 漁獲規制がかかることを想定した休漁支援等の経営支援制度を整備すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- SH会合での説明は、漁業者、研究者、有識者等以外の一般の方も理解できるようにわかりやすくしてほしい。
- 資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。
- ステップアップの考え方及びスケジュール、具体的な資源管理方策について説明すべき。
- 水産庁補助事業で設定したKPIについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。

- 本系群についてのTAC管理の意義や必要性（TACを導入することで遊漁の規制もできる可能性があることや、漁業者のためになる点などを含む）、TAC管理によって目指す漁業の姿について、理解が得られるように丁寧に説明してほしい。その際には、将来資源が減少した際に数量管理が行われていなかった際のリスクを説明すべき。

（以 上）

第13回資源管理手法検討部会の結果について

令和5年6月12日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和5年4月24日（月）に開催された第13回資源管理手法検討部会（ヒラメ太平洋北部系群）で整理された論点及び意見は次のとおり。

● 漁獲等報告の収集について

- 市場において、漁獲物の状況によっては十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握を行う体制を構築すべき。
- 漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、TAC導入に当たっては、漁獲報告システムの整備・運用が行われるべき。

● 資源評価について

- 種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。
- 遊漁の採捕量等を把握するとともに、遊漁による採捕について資源評価に組み込むべき。

● 資源管理について

- 太平洋北部系群がTAC管理となった場合、同一県内のうち夷隅地域以北のみにTACが設定されることになるため、現場で混乱が生じないような管理方法を検討すべき。
- 底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。
- 大臣管理の漁船と知事管理の漁船が同じ水域で操業していることから、TAC管理を行う際に現場で混乱が起きないように、大臣管理区分と知事管理区分の具体的な管理方法を示してほしい。
- TACの導入に当たって、既存のインプット・コントロールを中心とした規制をどうするのかについて議論を深める必要がある。
- 年によって漁獲や来遊状況が変動することを踏まえたTAC管理の方策を検討すべき。
- 沿岸漁業の特性や種苗放流実績、漁獲データが属人集計となっている点、震災前後の漁獲実績を踏まえ、適切なTACの配分方法を検討すべき。
- 数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示すべき。
- 東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入が復興の妨げにならないようにすべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流などを既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。
- TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか、何をできるのか、について、漁業者が理解できるように説明すべき。

（以上）

第 14 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 6 月 12 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 5 月 22 日（月）に開催された第 14 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. アカガレイ日本海系群

● 漁獲等報告の収集について

- 各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

● 資源評価について

- 一部の海域については、資源評価と現場感覚に乖離があることから、評価に使用した基本情報や仮定条件、情報の収集方法並びに分析方法等について丁寧な説明が必要。

● 資源管理について

- 漁業経営や地域経済を念頭に入れた、中長期的に安定した T A C が設定されるシナリオを採択すべき。
- 漁業者間に不公平感が生じないように大臣管理区分と知事管理区分で一体的に管理できる手法が望ましい。
- 底びき網漁業は選択的な漁獲ができないことから、混獲の扱いについて、国として方向性を示した上で管理の議論に入るべき。
- T A C の配分について、これまでの資源管理の取組や近年の漁獲量の変動を考慮した、適切な配分方法を検討すべき。
- T A C 管理へのステップアップについては、対象魚種の特性や利用実態等による様々な課題も踏まえて実行すべき。
- この資源に T A C 管理を導入する必要性について説明してほしい。

● S H 会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁業者が納得して資源管理に取り組めるよう、使用した基本情報や仮定条件等を含め資源評価の詳細と数量管理の必要性について分かりやすく説明してほしい。
- 選択的な漁獲ができない漁法における T A C 管理のやり方、漁獲量が大きく変化した場合の対応等、実態に応じた管理手法について説明してほしい。

2. ベニズワイガニ日本海系群

● 漁獲等報告の収集について

- 各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

● 資源評価について

- 日韓暫定水域における外国漁船の漁獲量が不明確な中で、2系ルールの適用を含め資源評価の妥当性について、説明すべき。
- 知事許可水域においては海域毎に自主的な資源管理が行われており、資源評価と海域毎の状況が必ずしも一致するものではないと考えられるため、実際に操業する海域の漁業者の意見を十分考慮すべき。

● 資源管理について

- 大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態や資源状況が異なるため、数量管理についても分けて検討すべき。
- T A Cが大幅に減少した場合、漁業者だけでなく、水産加工業等の地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、漁業者、水産加工業関係者等の意見を反映させた無理のないT A Cを設定すべき。
- T A Cの配分数量は、過去の漁獲実績をもとに決めるのではなく、各海域の資源量や自主的な資源管理の取組を考慮すべき。
- 日韓暫定水域における外国漁船（特に韓国）の本資源の利用状況について説明してほしい。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- 資源評価について漁業者が理解しやすいよう、資源の分布や成長等の生態的な知見や地域ごとの利用実態を踏まえ、どのようなデータを用いてどのように評価したのか丁寧に説明してほしい。
- 地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、流通、加工関係者等の意見を十分に反映させるべき。
- 日韓暫定水域における操業秩序の構築に向けた対応について説明すべき。

3. イカナゴ瀬戸内海東部系群

● 漁獲等報告の収集について

- 知事許可漁業者は漁獲量を収集する体制が整っているものの、四半期毎の報告となっている地域があり、報告体制の改善について検討すべき。
- 他県の漁業者が自県知事による許可に基づき自県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあるため、不公平とならない方策を検討すべき。

● 資源評価について

- 伊勢・三河湾の状況も含め、イカナゴ資源の減少の原因究明を行うべき。
- 最近では資源水準のベースラインが変わっていることを踏まえ、過去を複数の期間に分けて、期間別に評価するような方法を検討すべき。
- 他魚種の捕食や環境要因を考慮した資源評価を進めるべき。
- 使用可能なデータが少なく、2系ルールを適用していることから資源評価の精度は高いとは言えず、管理目標等の妥当性についてはしっかりと説明する必要がある。

● **資源管理について**

- 卓越年級群が発生した場合に弾力的に対応できるようなルール作りをすべき。
- 数量管理において、フルセとシンコを一括して管理することの妥当性について検討すべき。
- 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべき。
- 管理の内容の検討に当たっては、加工業者の意見も聴くべき。

● **SH会合で特に説明すべき重要事項について**

- データが不足している2系資源で将来予測が示されていないにも関わらず、数量管理を導入する必要性やメリットを説明すべき。
- 今後の漁獲量と数量管理導入後に見込まれる漁獲量の推移を示してほしい。
- 悪化した環境要因の改善策も併せて検討すべき。
- 経営面での支援策を提示する必要がある。

(以 上)

第 15 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 8 月 10 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 6 月 12 日（月）に開催された第 15 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. マダイ瀬戸内海東部系群

● 漁獲等報告の収集について

- 即時性のある正確な漁獲量を把握する体制の構築が必要。また、現場に負担のかからない電子的な報告体制を整備すべき。
- 自由漁業や遊漁による採捕量を把握する体制の構築が必要。

● 資源評価について

- 漁獲の強さはMSYを達成する水準を上回っているにもかかわらず、資源が増加している要因について分析すべき。
- 親魚量の目標は、過去最高の親魚量の約 1.5 倍となっており、環境収容力等を考慮して、目標の妥当性を含めて再度計算・検討すべき。
- 遊漁者の採捕実態、影響を踏まえた資源評価とすべき。

● 資源管理について

- 瀬戸内海の環境収容力や他の漁業への影響、サイズ別の市場価値を考慮して、管理手法や目標を設定すべき。
- 底びき網漁業や定置網漁業ではマダイ以外にも多様な魚種が漁獲され、TACの上限に達したからといって操業をやめるわけにはいかないため、弾力的な運用を行うべき。
- 遊漁者による採捕も含めた管理体制を構築すべき。
- 瀬戸内海は 2 つの系群ではなく、1 つの系群で管理すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁獲量が増加傾向にあり、価格も下がっている中で、数量管理を導入することのメリットを提示する必要がある。
- 瀬戸内海では入会が多く、一部の県では複数の系群を利用している実態を踏まえた管理方法を示すべき。

2. サワラ瀬戸内海系群

● 漁獲等報告の収集について

- 電子的な報告体制の整備状況等を踏まえながら、報告義務の履行について府県間で差が生じないような体制を構築すべき。
- 自由漁業や混獲による採捕、遊漁による採捕に係る報告を収集する体制を構築すべき。

● 資源評価について

- 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、直近年のCPU Eの増加の要因、再生産関係式や資源評価の妥当性について、丁寧に説明すべき。
- 他魚種による捕食や環境要因、遊漁による採捕を考慮した資源評価を行うべき。

● 資源管理について

- 小型魚の保護など、これまでの漁業者の自主的な資源管理の取組みを考慮した、幅広い漁獲シナリオの検討が必要。また、複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべき。
- 各府県で実施してきた広域資源管理の取組みを、研究機関による検証・分析を踏まえ、必要なものだけにすべき。
- これまでの資源管理の取組などを踏まえ、不公平にならないT A Cの配分方法を検討すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- 現状の資源管理では不十分で数量管理を導入する必要があることや、数量管理のメリットを説明してほしい。
- サワラを主目的としていない漁業や遊漁による採捕の管理の方法について説明すべき。
- 数量管理の導入にあたっては持続的な漁業経営という視点も含めて検討すべき。
- T A Cの配分数量の融通など、これまで行われてきたT A C管理の運用方法について丁寧に説明すべき。

(以 上)

第 16 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 11 月 2 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 7 月 21 日（金）に開催された第 16 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. サワラ日本海・東シナ海系群

● 漁獲等報告の収集について

- 管理銘柄別の漁獲情報等、資源評価・管理に必要な情報を収集できる体制の整備が必要。
- 自由漁業による漁獲や市場外流通、他県への水揚について把握する体制の整備が必要。
- 同一の報告内容となる T A C 報告と漁獲成績報告書との一元化や I C T 化が必要。
- 数量管理に取り組んだ結果漁獲されなかった数量について把握する方法を検討すべき。

● 資源評価について

- 資源評価に用いたデータ及び評価のプロセスについて、わかりやすく丁寧に説明してほしい。
- 漁獲の大半を占める中国や韓国の漁獲情報を用いた資源評価とすべき。
- 2 系ルールの資源評価に基づく数量管理の導入には懸念があるため、資源評価の高精度化を進め、M S Y ベースの資源管理目標や将来予測を示すべき。また、資源評価の高精度化に係るスケジュールの見通しについても示して欲しい。
- 遊漁の採捕量を把握し、資源評価に組み込むべき。

● 資源管理について

- 選択的に漁獲できない定置網漁業や混獲が主体であるまき網漁業の特性、また、急激な漁獲の積み上がりへの対応等を念頭に置いた、柔軟な T A C 管理の方策を検討すべき。
- 中国や韓国とも資源管理について協議を行い、漁獲情報の共有等から始め、国際的な資源管理体制を構築すべき。
- 近年、曳き縄漁業などでサワラへの依存度が高まっていることを踏まえ、漁業経営や地域経済を考慮し、中長期的に安定した T A C が設定される漁獲シナリオや柔軟な T A C 管理の方策を検討すべき。
- 遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。

● S H 会合で特に説明すべき重要事項について

- 資料は早めに公開し、会議での説明や資料は漁業関係者にわかりやすくしてほしい。
- 中国や韓国の漁獲が大半を占めるなか、我が国が数量管理に取り組む妥当性について示してほしい。

2. トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

● 漁獲等報告の収集について

- デジタル化の進展等により、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告体制の構築が必要。
- 漁協、市場出荷については把握が可能だが、市場外流通や遊漁の数量を把握する方法を検討すべき。

● 資源評価について

- 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。
- 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。
- 海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。
- 従来分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

● 資源管理について

- 漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。
- 遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。
- 漁業経営だけでなく加工・流通業等周辺産業にも考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。
- 混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示してほしい。
- 漁獲努力量による管理や栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。
- 仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- S H会合での説明や資料は漁業関係者に理解が得られるようにわかりやすくして欲しい。
- 資源評価の精度、データセット、外国との交流、種苗放流の効果、遊漁への考慮等について説明して欲しい。
- TAC 導入についてはスケジュールありきではなく、漁業者が納得できるよう複数回開催の上で慎重に進めるべき。
- 水産庁補助事業で設定したK P Iについて、漁獲量が削減された場合の取扱を説明して欲しい。

3. トラフグ伊勢・三河湾系群

● 漁獲等報告の収集について

- 基本的に市場・漁協経由で漁獲報告の収集体制はあるが、市場外流通が存在／増加する場合には、その報告の収集方法について検討すべき。
- 遊漁等も含めて、全ての採捕者に報告させることが必要
- 自由漁業や主対象としていない漁業での漁獲量を把握・管理のする方法を検討すべき。

● 資源評価について

- 資源評価の不確実性が高く、資源管理目標が必要以上に保守的に設定されている可能性があるため、その妥当性について丁寧に説明すべき。
- 従来の分布域以北の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。
- 関係県の水産試験場の研究員と水産機構の研究員が議論を重ねて資源評価について再考すべき。

● 資源管理について

- 漁業者間で不公平とならないように平等な資源管理体制を構築する必要がある。
- 遊漁を含めた資源管理体制について検討すべき。
- 管理期間は、主要漁業であるはえ縄漁業の開始時期からとすべき。
- 再生産関係が不安定で寿命が長いというこの資源の特色を踏まえた運用方法の検討が必要
- 卓越年級群の発生や急激な資源の減少の際の対応について漁業者と検討した上で決めておくべき。
- 栽培漁業を含めた包括的な管理体制を検討すべき。
- 漁業経営だけでなく流通や観光業等周辺産業への影響も考慮した柔軟な管理方法、漁獲シナリオを検討してほしい。
- 仮に環境変化等の要因により厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 検討部会で出された問題点・意見に対する対応を具体的に説明すべき。
- 数量管理の有効性と現行の自主的な管理のメリット、デメリットを比較し、トラフグをTAC対象種とする理由を説明すべき。
- 自主的資源管理だけでは不十分な理由を説明すべき。
- トラフグの分布の変化について、説明すべき。

(以 上)

第 17 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 11 月 2 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 8 月 7 日（月）に開催された第 17 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

1. ソウハチ北海道北部系群

● 資源評価について

- 調査船調査の充実や沿岸漁業のデータも用いた解析、漁業実態を踏まえた評価など、資源評価の精度向上が必要。
- 1 C 系の資源評価手法や、その妥当性のほか、本資源の資源評価で算定された A B C は、雌雄や漁獲可能サイズ以上を全て合わせた資源量に基づいていること、これまでの自主的な資源の取組の継続が前提となっていること等、資源評価の内容についても丁寧に説明すべき。
- 仮に過去に遡って A B C を算出した場合、実際の漁獲実績と大きな差があると思われるところ（例：令和 3 年に資源評価を行ったと仮定して令和 4 年の A B C を算出し、令和 4 年の漁獲実績と比較）、具体的な数値について示すとともに、差が生じる背景について整理すべき。

● 資源管理について

- 魚価が下落している現状等を踏まえ、漁獲量の最大化を目指すのではなく、資源の利用実態や、漁業経営、加工・流通状況を考慮した目標管理基準値を設定してほしい。
- 漁獲実績に基づく配分ではなく、関係者による別途の合意に基づく配分や、総量での一括管理を検討すべき。
- 複数魚種が一緒に漁獲される実態等を踏まえ、柔軟な管理手法（例：配分をせず、系群全体での一括管理やソウハチ・マガレイの一括管理等）を含む混獲管理の内容について、具体的に提示してほしい。
- ステップアップ方式による T A C 管理にあたっては、新たな資源評価手法が用いられていることも踏まえ、具体的な課題を抽出した上で、当該課題を踏まえた期間を設定し、課題を解消した上で次のステップに進むべき。
- （資源評価の将来予測を基にした）幅を持った T A C 設定や、T A C を複数年固定とするなど、柔軟な漁獲シナリオについて具体的な内容を検討し、リスク評価の結果を含めて示すべき。
- サイズ規制を基本とした管理協定に基づく管理を継続すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの30年間にわたる自主的な資源管理の取組に加えて、資源の利用実態、魚価、流通の変化等、現場の漁業の状態を説明すべき。
- これまでの資源管理の取組により資源状況が良好であり、現状の漁獲圧で漁獲しても目標管理基準値を100%達成すると予測されているなか、また、当該資源の漁獲量が我が国の総漁獲量に占める割合が極めて少ない中で、数量管理を導入する必要性を説明してほしい。
- 数量管理に取り組む意義について、漁業者だけではなく、加工・流通業者も含めた関係者が理解できる説明が必要。

2. マガレイ北海道北部系群

● 漁獲等報告の収集について

- 漁獲報告の体制は基本的に整っているが、一部地域での雑魚（その他）として計上されている漁獲量を把握する体制の構築が必要。

● 資源評価について

- 調査船調査の充実や沿岸漁業のデータも用いた解析、漁業実態を踏まえた評価、未集計の漁獲量を含めた評価など、資源評価の精度向上が必要
- 1C系の資源評価手法や、その妥当性のほか、本資源評価において、資源量推定の幅・年変動がソウハチよりも広がる仕組み、これまでの自主的な資源の取組の継続が前提となっていること等、資源評価の内容についても丁寧に説明すべき。
- 仮に過去に遡ってABCを算出した場合、実際の漁獲実績と大きな差があると思われるところ（例：令和3年に資源評価を行ったと仮定して令和4年のABCを算出し、令和4年の漁獲実績と比較）、その具体的な数値について示すとともに、差が生じる背景について整理すべき。

● 資源管理について

- 魚価が下落している現状等を踏まえ、漁獲量の最大化を目指すのではなく、資源の利用実態や、漁業経営、加工・流通状況を考慮した目標管理基準値を設定してほしい。
- 漁獲実績に基づく配分ではなく、関係者による別途の合意に基づく配分や、総量での一括管理を検討すべき。
- 複数魚種が一緒に漁獲される実態等を踏まえ、柔軟な管理手法（例：配分をせず、系群全体での一括管理やソウハチ・マガレイの一括管理等）を含む混獲管理の内容について、具体的に提示してほしい。
- ステップアップ方式によるTAC管理にあたっては、新たな資源評価手法が用いられていることも踏まえ、具体的な課題を抽出した上で、当該課題を踏まえた期間を設定し、課題を解消した上で次のステップに進むべき。
- （資源評価の将来予測を基にした）幅を持ったTAC設定や、TACを複数年固定とするなど、柔軟な漁獲シナリオについて具体的な内容を検討し、リスク評価の結果を含めて示すべき

- (ソウハチ北海道北部系群に比べて) 資源量の将来予測の年変動が大きいことから、当該資源評価の不確実性を踏まえ、 β を低く設定するのではなく、柔軟な管理の内容について検討すべき。
- サイズ規制を基本とした管理協定に基づく管理を継続すべき。
- 遊漁の管理の方向性について示すべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの30年間にわたる自主的な資源管理の取組に加えて、資源の利用実態、魚価、流通の変化等、現場の漁業の状態を説明すべき。
- これまでの資源管理の取り組みにより資源状況が良好であり、現状の漁獲圧で漁獲しても目標管理基準値を100%近い確率で達成すると予測されているなか、また、当該資源の漁獲量が我が国の総漁獲量に占める割合が極めて少ない中で、数量管理を導入する必要性を説明してほしい。
- 数量管理に取り組む意義について、漁業者だけではなく、加工・流通業者も含めた関係者が理解できる説明が必要。

(以 上)

令和 6 年度水産関係予算概算要求の主要事項

～生産性・持続性ある水産業の推進と活力ある漁村の実現～

令和 5 年 8 月
水 産 庁

(※) 各項目の下段 () 内は、令和 5 年度当初予算額

1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

① 資源調査・評価の充実

ア 資源調査・評価の拡充

99 億円

(59 億円)

- 海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実現に向け、最大持続生産量 (MSY) を達成できる資源水準の算定、新たな技術を活用した調査船調査等や漁業者の協力による漁船活用型調査、外国との研究連携等を推進し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を確立
- 水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造し、資源評価等に必要な調査を実施

イ スマート技術による漁獲情報の収集強化や漁獲番号等の伝達の電子化推進

11 億円の内数

うちデジタル庁計上：6 億円の内数

(5 億円)

(うちデジタル庁計上：5 億円)

- 漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化や水産流通適正化法に係る情報伝達の電子化を推進するなど、適切な資源評価・管理等を促進する体制を構築

② 新たな資源管理の着実な推進

18 億円の内数

うちデジタル庁計上：7 億円の内数

(8 億円)

(うちデジタル庁計上：2 億円)

- 新漁業法の下、TAC 管理等を円滑に推進するため、TAC 管理に資する選択的漁獲等のための技術開発の推進、IQ 管理の拡大に向けた取組の支援、資源管理協定の高度化や遊漁の実態把握、太平洋クロマグロの陸揚げ港等における漁獲監視の高度化を推進

③ 漁業経営安定対策の着実な実施

602 億円

(348 億円)

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策 (積立ぶらす) を実施

(うち漁業収入安定対策事業)

276 億円

(202 億円)

- ・ 燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策や経営改善の取組を行う経営改善漁業者等に対する金融支援等を実施

④ 漁業取締・密漁監視体制の強化等

192億円

うちデジタル庁計上：4億円

(156億円)

(うちデジタル庁計上：4億円)

- ・ 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する万全な漁業取締りを実施

2 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

① 沿岸漁業の競争力強化

- ・ 海洋環境の変化を踏まえた操業形態の転換や漁業の省エネ化などに対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革を推進するために必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援

(水産業成長産業化沿岸地域創出事業)

40億円

(30億円)

② 沖合・遠洋漁業の競争力強化

106億円

(19億円)

- ・ CO2 排出量削減に対応しつつ、高性能漁船の導入等による収益性向上、長期的不漁問題対策や多目的漁船の導入など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を支援する漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）を実施
- ・ 外務省と連携しつつ、積極的な漁業協力を通じ、入漁先国における日本のプレゼンスを強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保

③ 養殖業の成長産業化

104億円の内数

(16億円の内数)

- ・ 輸出も視野に入れた養殖業の成長産業化に向け、養殖の増産に必要な餌、種苗に関する課題解決に向けた技術開発、養殖経営体の強化に取り組む人材の育成等を支援
- ・ 大規模沖合養殖システムの実証、マーケットイン型養殖の実証等による収益性向上の取組等を支援

④ 内水面及びさけ・ます等資源対策

20億円

(16億円)

- ・ 地域の人材と連携した内水面漁場の効率的な管理、ウナギ等の内水面資源の持続的利用、人工種苗の大量生産システムの実

用化等シラスウナギの安定供給に向けた取組、サケの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等の取組を支援

- | | |
|---|----------------------------------|
| <p>⑤ 漁業・漁村を支える人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修等を通じた就業・定着促進、資源管理や ICT 活用を含む漁業者の経営能力の向上、海技士の確保や海技資格の取得等を支援 | <p>10億円
(5億円)</p> |
| <p>⑥ スマート化のための伴走者の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成、生産者へのスマート機械導入、その成果の普及等の取組を支援 | <p>3億円
(-)</p> |
| <p>⑦ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海業（うみぎょう）等による収益力向上や広域合併・事業連携等に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援 | <p>4億円
(2億円)</p> |
| <p>⑧ 水産物の持続的・安定的な供給に向けた持続可能な加工・流通システムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚種変更・拡大や人手不足など水産加工業の課題解決に向けた、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や専門家等の幅広い連携による ICT や DX 等の先端技術導入等の取組、水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給における平準化の取組、魚食普及活動や官民協働による水産物の消費拡大の取組を推進 | <p>10億円
(-)</p> |
| <p>⑨ 捕鯨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援 | <p>(所要額)
51億円
(51億円)</p> |

3 地域を支える漁村の活性化の推進

- | | |
|---|------------------------|
| <p>① 浜の再生・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業所得の向上を目指す漁業者等による他漁業種類への転換に必要な共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の | <p>50億円
(24億円)</p> |
|---|------------------------|

活用、デジタル人材の確保・育成、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進

- ・ 遊漁船業法等の改正を受け、遊漁船業者の安全設備の導入や遊漁船業に関する情報の一元化等 DX の推進により安全性向上等を図るとともに、遊漁船業者や漁協等からなる協議会を通じて地域の水産業と調和のとれた遊漁船業を推進

② 水産多面的機能の発揮等

49 億円

(42 億円)

- ・ 漁業者等が行うブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全・モニタリング、国境監視、災害対応活動や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進

4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

① 水産基盤整備事業<公共>

873 億円

(729 億円)

- ・ 拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、魚種変化・分布拡大等の環境変化への対応や CO2 排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備や藻場・干潟の保全・創造、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進

② 漁港の機能増進・「海業（うみぎょう）」の振興

(漁港機能増進事業)

12 億円

(6 億円)

- ・ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編、漁港施設情報のデジタル化、漁業の操業形態の転換・養殖転換、漁港のグリーン化に資する施設の整備、「海業（うみぎょう）」振興のための改正漁港法の趣旨を踏まえた漁港の活用促進や交流面での活性化に向けた地域における方策検討・人材育成等により漁村の活性化を推進

(浜の活力再生・成長促進交付金)

45 億円の内数

(24 億円の内数)

③ 農山漁村地域整備交付金<公共>

(農村振興局計上)

921 億円の内数

(774 億円の内数)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

5 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① 水産業復興販売加速化支援事業 | (復興庁計上)
41億円
(41億円) |
| ・ ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地域における水産加工業の販路回復を促進する取組や被災地水産物の販売促進に必要な取組等について支援 | |
| ② 被災地次世代漁業人材確保支援事業 | (復興庁計上)
21億円
(7億円) |
| ・ 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援 | |
| ③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策 | (復興庁計上)
21億円
(15億円) |
| ・ 本格的な復興を果たすため、ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査、生産対策のための被災地における種苗の生産・放流支援、漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業・養殖業）、福島県及び近隣県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入を支援 | |
| ④ 災害関連融資 | (復興庁計上)
(融資枠)
128億円
(90億円) |
| ・ 被災した漁業者等の復旧・復興の取組に対して金融支援を実施 | |

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた水産分野における経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討。

<対策のポイント>

海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価を推進するため、新たな技術を活用した調査船調査、漁船活用型調査、市場調査等を実施し、資源調査・評価の体制を強化することにより、**最大持続生産量（MSY）**を達成できる資源水準の算定、資源水準及び資源動向の判断、不漁を含む資源変動に対する**海洋環境要因等の把握**を推進します。

<政策目標>

資源評価の精度向上（MSYベースの資源評価対象系群数）（38系群〔令和6年度〕 → 43系群〔令和10年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. データの収集及び資源調査

資源評価対象魚種の資源評価精度を向上させるため、都道府県水産試験研究機関及び大学等とも連携・協力し、調査船、漁船活用型調査、画像処理技術も活用した市場調査等を行い、資源水準及び資源動向の判断並びに最大持続生産量（MSY）等の把握に必要な生物学的情報、主要産卵域の再生産情報、年齢別の漁獲情報等を収集し、資源評価等を実施します。

2. 海洋環境要因の把握（不漁要因の解明等）

スルメイカ、サンマ、サケ等の不漁を踏まえ、調査船や観測ブイ、水中グライダー等を利用し、分布域の変化、産卵場や稚魚の発生、餌料環境並びに水温及び海流等の情報を収集し、海洋環境と資源変動及び漁場形成との関係解明に取り組みます。

3. 資源評価の精度向上、理解促進等

資源評価手法の高度化及び資源評価精度の向上等を図るため、二国間・多国間の枠組みを活用した研究連携を推進し、調査・研究に取り組みます。また、資源評価手法及び評価結果の理解促進のための情報提供等を行います。

4. （国研）水産研究・教育機構の漁業調査船の代船建造

漁業調査船「蒼鷹丸」について、**最新の調査機器等を導入した代船を建造し**、高まる資源調査のニーズへの対応等を図ります。

水産研究・教育機構、都道府県、大学等が共同で実施

○データの収集・資源調査

- ・国、都道府県が連携して**調査船調査や漁獲報告**により情報を収集
- ・**漁船活用型調査や市場調査**等を充実させ、漁業者等からの情報を収集
- ・NPFC等、**我が国の漁業に強く関係する国際資源管理魚種**の資源や生態の情報を収集
- ・漁業資源に変動を及ぼす環境要因の調査等

○漁業調査船の代船建造

- ・高まる資源調査のニーズへの対応
- ・様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行



蒼鷹丸
892t
↓
代船建造
1000t級

MSYベースによる資源評価

- MSY水準に基づく資源状態の判断
- 生物学的許容漁獲量(ABC)の算定等

資源水準・資源動向による資源評価

- 資源量指数等の分析
- 資源水準・資源動向の判断

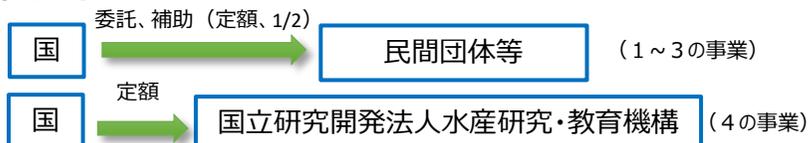
国際資源の資源評価

- 調査船調査の結果も含めた資源水準・資源動向の解析

○資源評価結果の活用

- ・資源量、漁獲の強さといった**MSYベースの資源評価**を提供
- ・生態や資源水準の情報を地域に提供し、**自主的な取組である資源管理協定等**に活用
- ・我が国の漁業に**関係する公海域などの国際資源管理の強化**

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1~3の事業) 水産庁漁場資源課 (03-6744-2377)
6 (4の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

スマート水産業推進事業

【令和6年度予算概算要求額 933（545）百万円】
うちデジタル庁計上 585（545）百万円

<対策のポイント>

漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化、資源の管理・評価の高度化や生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入支援を進めます。また、漁獲番号の伝達・保存等が可能なシステムの適格な運用を確保することにより、水産流通適正化制度の円滑な実施を推進します。

<事業目標>

- 漁獲情報等を収集し、資源管理、評価等に活用する体制を確立（39都道府県〔令和7年度まで〕）
- 新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t〔令和12年度まで〕）
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. スマート水産業情報システム構築推進事業

知事許可、大臣許可漁業、国際資源の漁獲情報等の電子的な収集及びTAC管理・IQ管理並びに資源評価の高度化に対応したシステムの運用・保守・改修を行うとともにシステムの最適化に取り組みます。

2. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を育成支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

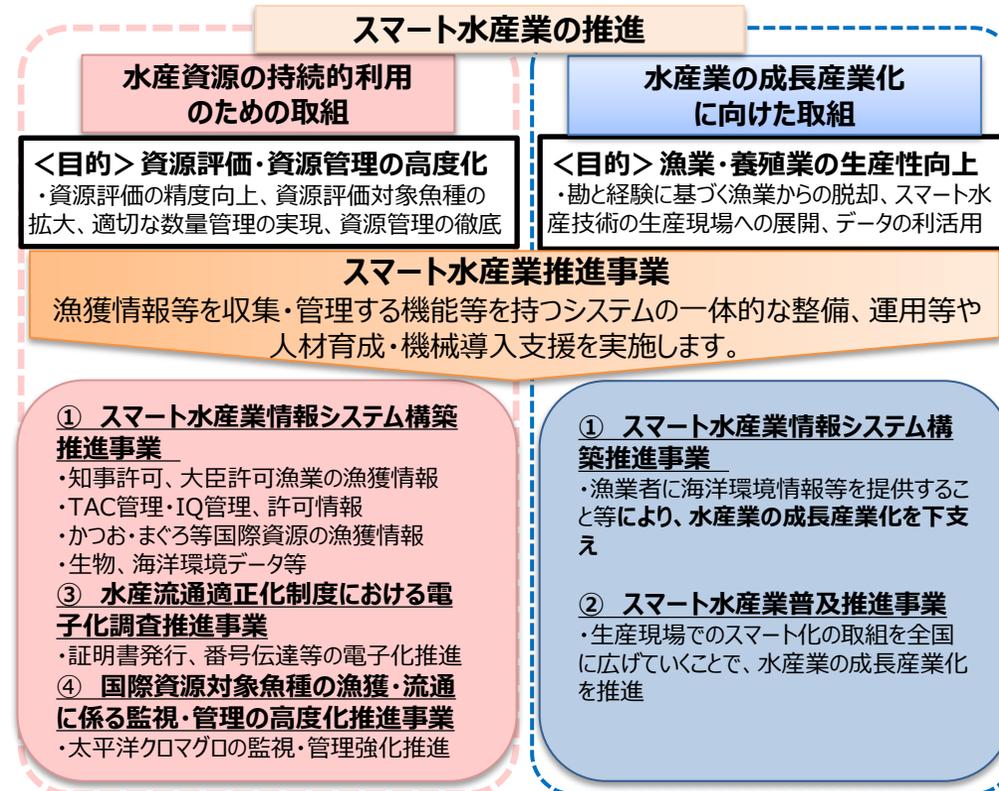
3. 水産流通適正化制度における電子化調査推進事業

水産流通適正化制度に基づき政府が発行する適法採捕証明書等（EU等向けの漁獲証明書等も含む。）の電子的な申請・発給を可能とするための調査・検討を行うとともに、漁獲番号の伝達・保存等が可能なシステムの運用・保守を行います。

4. 国際資源対象魚種の漁獲・流通に係る監視・管理の高度化推進事業

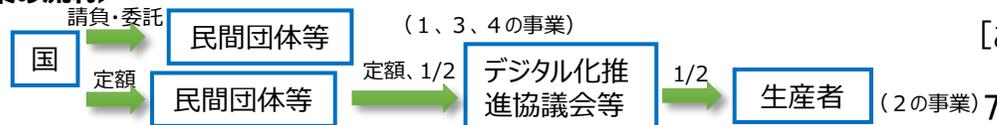
太平洋クロマグロの陸揚げ港等における漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の調査・検討・モデル的な検証等を行うとともに、電子的な漁獲・流通情報伝達に必要な要件定義を策定します。

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1,2の事業)水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
(3の事業) 加工流通課 (03-6744-0581)
(4の事業) 加工流通課 (03-6744-2519)

<事業の流れ>



<対策のポイント>

新漁業法の下、新たな資源管理システムの構築を推進するため、**TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化**を行うとともに、**国際資源の管理体制構築を推進**します。

<政策目標>

新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量289万t [令和4年] →444万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1.国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築促進事業
 - ア 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
 - イ IQ導入に向けた調査等の取組を支援します。
- ② 資源管理協定高度化推進事業

自主的な資源管理の体制の高度化のための**資源管理協定の履行確認、評価・検証**に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
 - ア TAC魚種拡大等の資源管理の政策展開に合わせ、遊漁の採捕が多く見込まれるTAC候補魚種の**実態調査**等を行い、**採捕量等の推計手法の確立**を進めます。
 - イ 遊漁者に対する資源管理の指導、**改正遊漁船業法に基づく措置を遊漁船業者に周知徹底するための講習会等の実施**に必要な経費を支援します。

国内資源の管理体制構築促進

「TAC管理・IQ管理を強化」

数量管理のための技術の開発

- ・選択的な漁獲が難しい漁法（定置網等）において数量管理のための技術開発を支援

IQ導入に向けた調査等の取組

- ・IQ管理を先行導入した魚種について、導入の効果や課題、改善点等を調査・分析する取組を支援

「自主的な管理を強化」

資源管理協定の高度化

- ・資源管理方針・協定体制の着実な実施に加え、資源管理協定の評価・検証のために必要な指導等を行い、自主的資源管理措置のバージョンアップを支援

「遊漁実態の把握・指導強化」

- ・TAC魚種拡大等の資源管理の政策展開に合わせ、遊漁の実態を把握し、採捕量等を推計する手法を開発、併せて指導員の育成、遊漁船の安全対策に係る講習会の実施。

2.国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関(RFMO)によるかつお・まぐろ等の国際管理魚種の**資源管理措置を履行**するとともに、資源評価・管理に資する**正確なデータ収集を推進**します。

国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・科学オブザーバーの配乗・EMの実施
収集データの解析にかかる体制構築
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・VMS故障警報装置の整備
- ・漁獲証明制度、DNA分析等による漁獲・輸入管理

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1①イ、②、③の事業) 水産庁管理調整課 (03-3502-8452)
- (1①アの事業) 研究指導課 (03-6744-0205)
- (2の事業) 国際課 (03-3501-3861)

漁業収入安定対策事業

【令和6年度予算概算要求額 27,601(20,186)百万円】

<対策のポイント>

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入の合理化を推進します。

<事業目標>

漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90%）

<事業の内容>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立ぶらす>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

<共済掛金の追加補助>

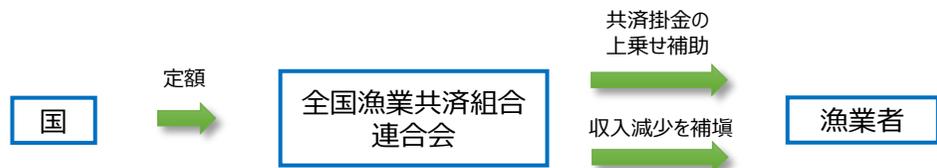
計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金への漁災法の法定補助に加え、上乗せ補助をします。

（国の上乗せ補助は共済掛金の30%（平均）程度）

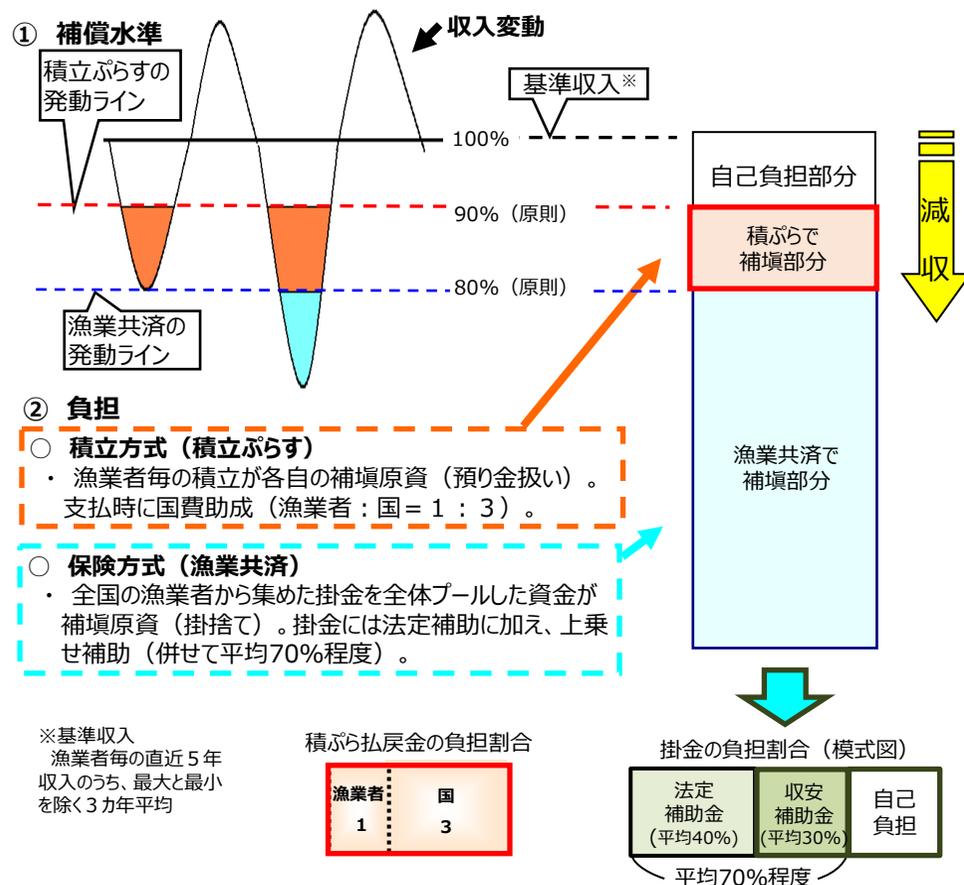
3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

栽培漁業を、資源管理の一環として資源評価を踏まえて効果的に実施していくため、若齢魚の漁獲抑制を行う取組とも連携しつつ、**資源造成・回復効果の高い手法や対象種の重点化を図るとともに、さけ・ますの回帰率の向上に資する放流体制への転換や河川ごとの増殖戦略の策定等の取組を支援します。**

<事業目標>

漁業生産量の増加 (331万トン [平成30年度] → 444万トン [令和12年度まで])

<事業の内容>

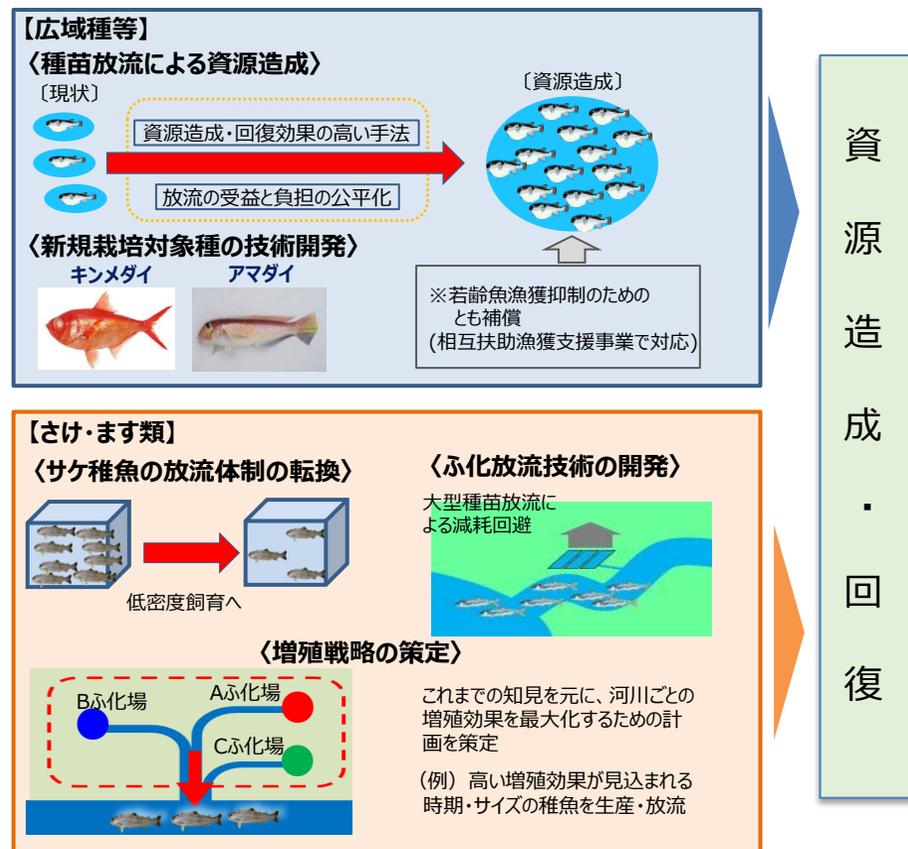
1. 広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流

- ① 遺伝子解析による広域種の資源造成効果の検証や適切な放流費用負担体制構築を支援します。また、海水温上昇等の環境変化に対応した増殖手法改良の取組を支援します。
- ② 資源管理に取り組む漁業者からのニーズの高いキンメダイやアマダイ等の種苗生産・放流技術の開発や資源評価の精度向上に資する標識応用技術の開発を行います。

2. さけ・ます類の回帰率向上に向けた調査・技術開発

- ① 低密度飼育による適正な放流体制への転換を図る取組や河川ごとの増殖戦略を策定する取組を支援します。また、放流魚の回帰効果を調査・検証するとともに、得られた技術を広く普及する取組を支援します。
- ② 放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術開発や沿岸域での生残条件解析等を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>

